

石川県公報

平成26年8月26日

第12726号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (厚生政策課)	1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	4
○特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課)	1	選挙管理委員会	
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	2	○政治団体の届出の公表	5
○土砂災害特別警戒区域の指定 (同)	2	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	6
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	2	○政治団体の解散の届出の公表	6
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (同)	3	○資金管理団体の届出の公表	7
		○資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表	7

告 示

石川県告示第388号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称等を変更した旨の届出があった。

平成26年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
公益社団法人 石川勤労者医療協会	金沢市京町20番3号	介護相談センター	新 小松市島町リ337-1	平成23年
		かけはし	旧 小松市宝町26番地	12月1日

石川県告示第389号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称等を変更した旨の届出があった。

平成26年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
公益社団法人 石川勤労者医療協会	金沢市京町20番3号	介護相談センター	新 小松市島町リ337-1	平成23年
		かけはし	旧 小松市宝町26番地	12月1日

石川県告示第390号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期

検査を次のとおり実施する。

平成26年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

知事が指定する場所で行う検査

区 域	日 時	場 所
羽咋市全域	平成26年10月2日(木) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	羽 咋 市 役 所
能登町のうち 内浦地区	平成26年10月6日(月) (午後1時から午後3時まで)	内 浦 福 祉 セ ン タ ー
能登町のうち 柳田地区	平成26年10月7日(火) (午後0時30分から午後3時まで)	柳 田 体 育 館
能登町のうち 能都地区	平成26年10月8日(水) (午後0時30分から午後3時まで)	能 登 町 役 場
穴水町全域	平成26年10月9日(木) (午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	穴 水 町 役 場

石川県告示第391号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長谷田	加賀市山中温泉長谷田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
オヨ谷	〃	〃	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第392号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
長谷田	加賀市山中温泉長谷田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
オヨ谷	〃	〃	土石流	〃

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第393号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、平成26年9月11日から施行する。

平成26年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行本店の項中「自治研修センター、」を削り、株式会社北国銀行香林坊支店の項中「美術館」を「自治研修センター、美術館」に改める。

石川県告示第394号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成26年11月25日から施行する。

平成26年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行本店の項中「金沢市下堤町」を「金沢市広岡2丁目」に、株式会社北国銀行金沢中央支店の項中「金沢市広岡3丁目」を「金沢市広岡2丁目」に改める。

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成26年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アクロスプラザ金沢
金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内7街区
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
東京都台東区上野7丁目14番4号ロイメント上野
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ジーユー 代表取締役 柚木 治
東京都港区赤坂9丁目7番1号ミッドタウン・タワー
ほか2者
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年4月17日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,453.5平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 111台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 70台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 84.5平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 32.0立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時30分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 4箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後9時30分まで
- 7 届出年月日
平成26年8月14日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
平成26年8月26日から同年12月26日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成26年12月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成26年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大阪屋ショップ野々市三納店
野々市市三納一丁目187番ほか42筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更
公告日 平成26年4月15日
- 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
店舗駐車場の混雑によって、周辺道路が渋滞しないように配慮し、安全対策について万全を期すること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
夜間の荷捌きによって騒音が発生する可能性があるため、環境基準を順守し、苦情発生時には、適正、迅速な対応を図り、解決に努めること。
 - (3) 廃棄物に係る事項等
事業系廃棄物は減量・再資源化を心がけ、法令に基づき適正に処理すること。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年8月26日から同年9月26日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪屋ショップ野々市三納店
野々市市三納一丁目187番ほか42筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更

公告日 平成26年4月15日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市
意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年8月26日から同年9月26日まで

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年8月26日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
自由民主党石川県 金沢市第七支部	米澤賢司	大坪美喜男	金沢市鳴和2-3-20	平成26年7月31日

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
責任と誇りを持てる まち金沢をつくる会	高桑邦夫	園部和浩	金沢市野田町チ181	平成26年7月3日
金沢市医師連盟 山野之義後援会	竹田康男	石田一樹	金沢市長田2-1-8	平成26年7月7日
奥成壮三郎後援会	田中正悦	奥成咲子	鳳珠郡能登町字小木15-1-8	平成26年7月16日
たばた雄市後援会	田端雄市	田端博美	鳳珠郡能登町字真脇42-8	平成26年7月29日

石川県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年8月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党金沢支部	代表者	下 沢 佳 充	中 村 勲	平成26年7月1日
	会計責任者	下 沢 広 伸	久 保 洋 子	
自由民主党石川県看護連盟支部	会計責任者	作 田 一 浩	西 井 朝 子	平成26年7月4日
自由民主党内灘町支部	主たる事務所 の所在地	河北郡内灘町字大学2 -65	河北郡内灘町字鶴ヶ丘 5-1-22	平成26年7月8日
	代表者	中 川 達	米 田 昭 夫	
	会計責任者	酒 本 昌 博	北 川 進	
自由民主党小松市支部	主たる事務所 の所在地	小松市二ツ梨町タ60	小松市須天町2-30	平成26年7月9日
	代表者	北 出 隆 一	灰 田 昌 典	
	会計責任者	高 野 哲 郎	川 崎 順 次	

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
久保洋子後援会	会計責任者	作 田 一 浩	西 井 朝 子	平成26年7月4日
石川県看護連盟	会計責任者	作 田 一 浩	西 井 朝 子	平成26年7月4日
宮本しゅうじ後援会	主たる事務所 の所在地	金沢市鞍月3-127	能美市宮竹町イ74	平成26年7月4日
	会計責任者	不 破 行 大	徳 川 猛	
林上司後援会	会計責任者	新 田 健 二	丸 田 利 之	平成26年7月8日
谷本正憲石川県 商工政治連盟後援会	主たる事務所 の所在地	金沢市菊川1-7-25	金沢市吉原町ヨ190	平成26年7月9日
	会計責任者	尾 崎 良 一	高 木 正 二	
石川県商工政治連盟	主たる事務所 の所在地	金沢市菊川1-7-25	金沢市吉原町ヨ190	平成26年7月9日
	会計責任者	尾 崎 良 一	高 木 正 二	

石川県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年8月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	解散届受理年月日
やそで泰成後援会	平成26年7月14日
一緒につくろう新しい内灘「ＹＹくらぶ」	平成26年7月14日

石川県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年8月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定届受理年月日
田 端 雄 市	能 登 町 議会議員	たばた雄市後援会	鳳珠郡能登町字真脇 42-8	田 端 雄 市	平成26年 7月29日

石川県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年8月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
宮 本 周 司	参議院 議員	宮本しゅうじ後援会	主たる事務所の所在地	金沢市鞍月3-127	能美市宮竹町イ74	平成26年 7月4日

